

弓具、服装点検の導入について

全国高体連弓道競技規則第13条、14条に則り、弓具、服装点検を行う。

下記はその一部である。

第13条【弓具の規定】

(1) 弓は、日本弓（和弓）とし、次の要件を満たすこと。

(ア) 長さは、221cm（7尺3寸）を標準とし、若干の長短は認める。

(イ) 握りは本弰から約3分の1の辺りにある。

(ウ) 矢摺籐の長さは、籐頭より6cm以上とする。短い場合は6cm以上になるようにテープを巻く。

(エ) 照準のための装置や、矢摺籐に作為的な目印がない。ある場合にはテープを巻く。

(オ) 材質は、竹・木または新素材（グラスファイバー、カーボンなど）でも良い。

(カ) 矢摺籐が開いている場合には詰めさせます。詰めれない場合は安全の為テープを巻く。

また矢摺籐が擦り切れている場合にもテープを巻く。擦り切れの場合は巻き直してください。

一部のみ擦り切れている場合でもその部分だけを補強してはいけません。この場合もテープを巻く。

(2) 矢は次の要件を満たすこと。

(ア)～(ク) 省略

(ケ) 筈は筈溝以外の機能（発光など）を有しないこと。

(コ) 板付はかぶせ式とし、平題形、椎実形あるいは円錐形のいずれかである。

(サ) 引込位置などを示す目印や類似のことがない。また、矢の本矧、末矧及び筈巻のいずれかの糸が全て欠損している場合はその矢は使用できない。

(3) (4) 省略

(5) 補助具など

伝統的な押手補助具や傷部保護のための包帯、テーピングを除き、

押手にはその他の物をつけてはならない。つけている場合には外させます。故障していても不可です。

第14条【服装】

競技の服装は、次のとおりとする。

ア 弓道衣は白、袴は黒または紺の無地とし、白足袋を着用する。

イ 弓道衣のアンダーシャツは白・黒・紺の無地ものとし襟付き・ハイネックは、不可とする。

ウ 弓道衣に校名・校章・氏名および各都道府県のシンボルマークやワッペン等を付ける場合は、片袖に限る。

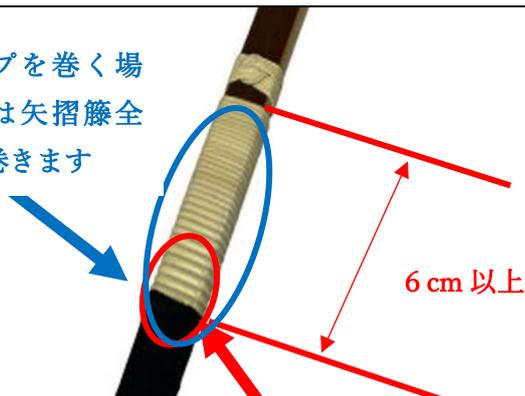
ただし、大きさは、縦横10cm以内にする。袴へ刺繍等により校名・氏名を入れる場合は右腰後にする。

エ 鉢巻を使用する場合は、無地で長さは肩までとする。なお、校名・校章・氏名に限り入れてもよいが場所は鉢巻の端とする。

オ 胸当は無地とし校名・校章・その他を入れてはならない。男子の胸当ての使用は認めないが、道着の下に装着する事までは咎めない。

カ リボン・ピアス等の装身具類は着用しないこと。女子の髪は前に垂らさないこと。

テープを巻く場合
には矢摺籐全
面に巻きます



弓具店で販売はしている
が着用不可

赤文字下線部の8項目を検査対象とする

弓具，服装点検導入の流れ

4 月 県選手権

- 導入の告示
- 弓具，服装点検の導入について（お知らせ）配布
- 弓具，服装点検の導入について（お知らせ）の説明



6 月 県総体（近的）

- 弓具，服装点検の模擬導入【第3控えにて実施する】
（違反があっても注意に留める）
- 役員に弓具点検委員を新設する。



11 月 県新人（近的）

- 弓具，服装点検の本格導入【第3控えにて実施する】
（違反があった場合にはガムテープを巻く，テーピングを外してもらうなどの処置をする）



2023 年度以降の県大会

- 県主催の大会すべてにおいて導入【第3控えにて実施する】
（違反があった場合にはガムテープを巻く，テーピングを外してもらうなどの処置をする）

実施概要図

